

浅口市選挙管理委員会告示第47号

令和8年4月24日に提起された令和8年4月12日執行の浅口市議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出に対して、別紙のとおり決定したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和8年5月8日

浅口市選挙管理委員会委員長 川上 弘道



決定書

異議申出人 浅口市金光町占見新田
中西 英雄

異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年4月24日付けで提起された同年4月12日執行の浅口市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件申出」という。）について、浅口市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）は、次のとおり決定する。

主文

本件申出を棄却する。

申出人の主張の趣旨及び理由

本件申出の趣旨は、本件選挙における選挙結果を無効とする旨の決定を求めるとともに、投票用紙の再点検を求めるものである。

その理由として申出人は、集計ミスの可能性、集計による100票束の取り扱いの間違えの可能性、無効投票の不適切な扱いの可能性を挙げている。

決定の理由

1 異議申出の要件

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項の規定による当選の効力に関する異議の申出は、本件選挙に係る当選人についての告示の日である令和8年4月13日から14日以内である同年4月27日までに行わなければならないとされているところ、本件申出は、本件選挙に係る当選の無効を求めて同年4月24日に行われ、適法と認められたため、市選管はこれを受理し、審理を行った。

2 市選管の判断

(1) 申出人への教示

令和8年4月27日に市選管事務局の職員から申出人に対し、口頭及び書面で次のア及びイについて教示を行ったが、アについては希望しない、イについては証拠書類等の提出は行わないとのことであった。

ア 法第216条第1項により準用される行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第31条第1項の規定により、口頭により意見を述べることを申し立てることができる旨

イ 法第216条第1項により準用される審査法第32条第1項の規定により、証拠書類又は証拠物を提出することができる旨

(2) 市選管の判断基準

当選無効に関する争訟における当選無効原因について、法に基準はないが、平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決で「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である」という基準が示されている。

以下、本件選挙の選挙会における当選人の決定手続において、この基準に照らし、当選無効となる原因があるか検討する。

(3) 開票事務及び選挙会の体制

本件選挙の開票は、法第79条第1項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行われた。その体制の概要は次のとおりである。（別紙1「選挙会会場図」参照）

ア 選挙長及び事務従事者

本件選挙の選挙会は、法第75条第1項の規定により置かれた選挙長による管理の下で行われ、103名の事務従事者が作業に従事した。

なお、票の点検（各投票につき、その効力を決定し、各候補者別に得票数を計算することをいう。）については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第72条の規定により「事務に従事する者2人に各別に同一の候補者の得票数を計算させなければならない。」とされているところであるが、以下に記載するとおり、それぞれの段階で複数の事務従事者の目を通して行っている。

イ 選挙立会人

本件選挙の選挙会は、法第76条により準用される法第62条第1項の規定により、候補者が届け出た8名の選挙立会人（いずれも本件選挙の選挙権を有する者）立会いの下で行われた。

なお、選挙立会人に対しては、令和8年4月10日に市役所で開催した選挙立会人用の説明会及び本件選挙の当日の選挙会会場での説明により、選挙会全体の流れや職務内容についてご理解いただき、公平円滑な開票の遂行への協力を依頼するとともに、投票の効力について意見を述べることができる旨を説明している。

ウ 警察官

本件選挙の選挙会には、市選管からの派遣依頼により玉島警察署の警察官1名が派遣され、警備を行った。

エ 参観人

法第82条の規定により、選挙人は選挙会の参観を求めることができるとされており、選挙人は本件選挙の選挙会を参観者席において自由に参観することができる状況だった。

(4) 票の有効・無効の確認

ア 開披

開披台には、各投票所及び期日前投票所から送致された投票箱及び投票箱の鍵を入れた封筒が並べられており、施錠の状況について選挙長及び選挙立会人が確認を行った。

20時に選挙長が開票開始の宣言を行い、事務従事者は開披台の上で投票箱を開錠し、投票箱の中の票を開披台の上にかき出し、法第66条第2項の規定により混同した上で、読取分類機にかけやすいよう、票の端を揃えて分類機係に回付した。

イ 分類機係及び再分類係

分類機係は、開披台から回付された票を読取分類機に投入した。

読取分類機で読み取られた票は、候補者の有効票、按分票、白票、判読不能票に振り分けて排出された。

このうち判読不能とされた票は、再分類係が目視により振り分けを行った。

読取分類機で候補者の有効票と判断された票及び再分類係で候補者の有効票と判断された票は、点検係に回付された。

また、読取分類機で按分票と判断された票及び白票と判断された票並びに再分類係で疑問票と判断された票及び点検係で白票及び疑問票と判断された票は、疑問票審査係に回付された。

ウ 点検係

点検係は、回付された票が同一候補者の票であるか、票の中に疑問票等が混入していないか、裏面に記載がないかを目視により確認した。

点検係は候補者ごとに配置され、2人1組で各人1回ずつ点検を行った（1つの票を2人の目で1回ずつ確認した。）。

点検が終了した票は、第1計数係に回付された。

エ 疑問票審査係

疑問票審査係は、回付された票について、法第67条及び第68条並びに実例及び判例等に基づき、有効票か無効票かを判断し、有効票については審査済である旨の表示をして、無効票については法第68条第1項各号のいずれの事由に該当するかを記載した決定箋を付して、第1計数係に回付した。

(5) 計数

ア 第1計数係

第1計数係は、回付された票を、計数機にかけて枚数を数えた。

有効票は100票ごとに束にし、特定の候補者の100票束である旨の決定箋をクリップで付した。

また、100票未満の束も同様に計数機にかけて枚数を数え、どの候補者の何票の束かを明示した決定箋をクリップで付した。

イ 第2計数係

第2計数係は、第1計数係から受け取った票束について、決定箋をめくり、決定箋の内容と添付されている票に相違がないか確認した上で、計数機で票の数を数え、第1計数係の計数と合致することを確認した。

第2計数係の計数が終了した票束は、第1集計係に回付した。

(6) 集計

ア 開票集計システム

本項の詳細に移る前に、開票集計システムについて説明しておく。

本件選挙においては、開票を集計するに当たり、専用のシステムを導入している。

本システムは、決定箋のバーコードを読み取ることにより、どの候補者の何票の束かが即座に読み込まれ（100票未満の束については票数を手入力する作業が必要）、読み込んだデータを元に開票結果の集計や選挙録の作成ができるものである（別紙2「開票集計システム決定箋」参照）。

決定箋のバーコードは1枚1枚固有のものとなっており、同じ決定箋を同一の端末で2回読み込ませることはできない。

本件選挙では第1集計係に2台、第2集計係に1台の合計3台の開票集計システムを配置した。以下、第1集計係の1台目の端末を「集計端末A」、2台目の端末を「集計端末B」、第2集計係の端末を「集計端末C」という。

イ 第1集計係

「(4) 票の有効・無効の確認」及び「(5) 計数」に記載した手順により、有効票については「どの候補者の何票の束か」が、無効票については「いかなる事由により無効とされた何票の束か」が記載された決定箋が付された票束が第1集計係に回付された。

集計端末Aの担当者は、決定箋の内容と添付されている票に相違がないか確認した上で決定箋のバーコードを読み込み（100票未満の束については、読み込み後に票数を入力し）、票束を集計端末Bの担当者に渡した。

集計端末Bの担当者は、集計端末Aの担当者から渡された票束の決定箋のバーコードを読み込み（100票未満の束については、読み込み後に票数を入力し）、票束を選挙立会人に回付した。

なお、集計端末Aの担当者と集計端末Bの担当者は、票束を同じ順番で読み込むことを徹底しており、2台の端末の集計状況（読み込んだ票の内容及び数）が合致していることを常時確認し合った。

また、作業手順や票数の入力に誤りがないかを端末の後方で主任係員が常時確認していた。

(7) 選挙立会人及び選挙長による票の点検

選挙立会人は、第1集計係から回付された票束を1束ずつ点検した。意見がなければ確認欄に押印することを事前の説明会で説明していたが、本件選挙において選挙立会人からの意見はなかった。

選挙立会人8名の点検を経た票は、選挙長に回付され、選挙長が確認・押印し、有効票（又は無効票）として確定した。

選挙長が点検した票は、第2集計係に回付された。

(8) 当選人の決定及び選挙録の調製

ア 点検の完了

投票録及び期日前投票所投票録に記載された投票者数の合計13,755人と、第1集計係で集計した票の数13,755票が合致することが

確認されたため、選挙長は本件選挙の全ての投票の点検が完了したものと判断した。

イ 当選人の決定

選挙立会人から票の効力や当選人の決定等に関して意見等がなかったこと、あらかじめ選挙長が各候補者の被選挙権について調査していたところいずれの候補者においても欠けるところがなかったこと及び得票数の多い順に並べた16名の候補者がいずれも法第95条第1項第3号に規定する法定得票数である212,546票以上の票を得ていたことから、選挙長は、この16名を同項本文の規定により当選人と決定し、選挙録を調製した(別紙3「選挙録抄本」参照)。

併せて、令第73条の規定により、選挙長職務代理者が、選挙会の会場において各候補者の得票数等を朗読した。

ウ 選挙録の調製

選挙録は、法第83条第1項の規定により選挙長及び選挙立会人が署名し、及び押印することにより調製された。

(9) 第2集計係による集計及び票束の封印

第2集計係は、集計端末Cにより、選挙長から回付された票束の決定箋のバーコードを読み込んだ。

読み込みが完了した票は、束ねているクリップを輪ゴムに付け替えた上で、本件選挙における投票である旨並びに有効投票13,603票及び無効投票152票が保管されている旨を表示した箱に収納し、選挙長及び選挙立会人8名の押印をもって封印した。

(10) 結論

以上のとおり、本件選挙における開票事務及び選挙会は多くの事務従事者、選挙長及び選挙立会人8名をもって誤りなく厳正かつ適正に執行されており、申立人の主張する集計ミスの可能性、集計による100票束の取り扱いの間違ひの可能性及び無効投票の不適切な扱いの可能性の余地は全くない。

当然ながら、当選人の決定において「(2) 市選管の判断基準」に挙げた当選無効の原因となるような違法はない。

申出人の主張は何ら根拠や証拠も示していない単なる憶測にすぎず、理由がないものであり、本件選挙に係る票の再点検を行う必要はない。

よって、法第216条第1項により準用される審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和8年5月8日

浅口市選挙管理委員会

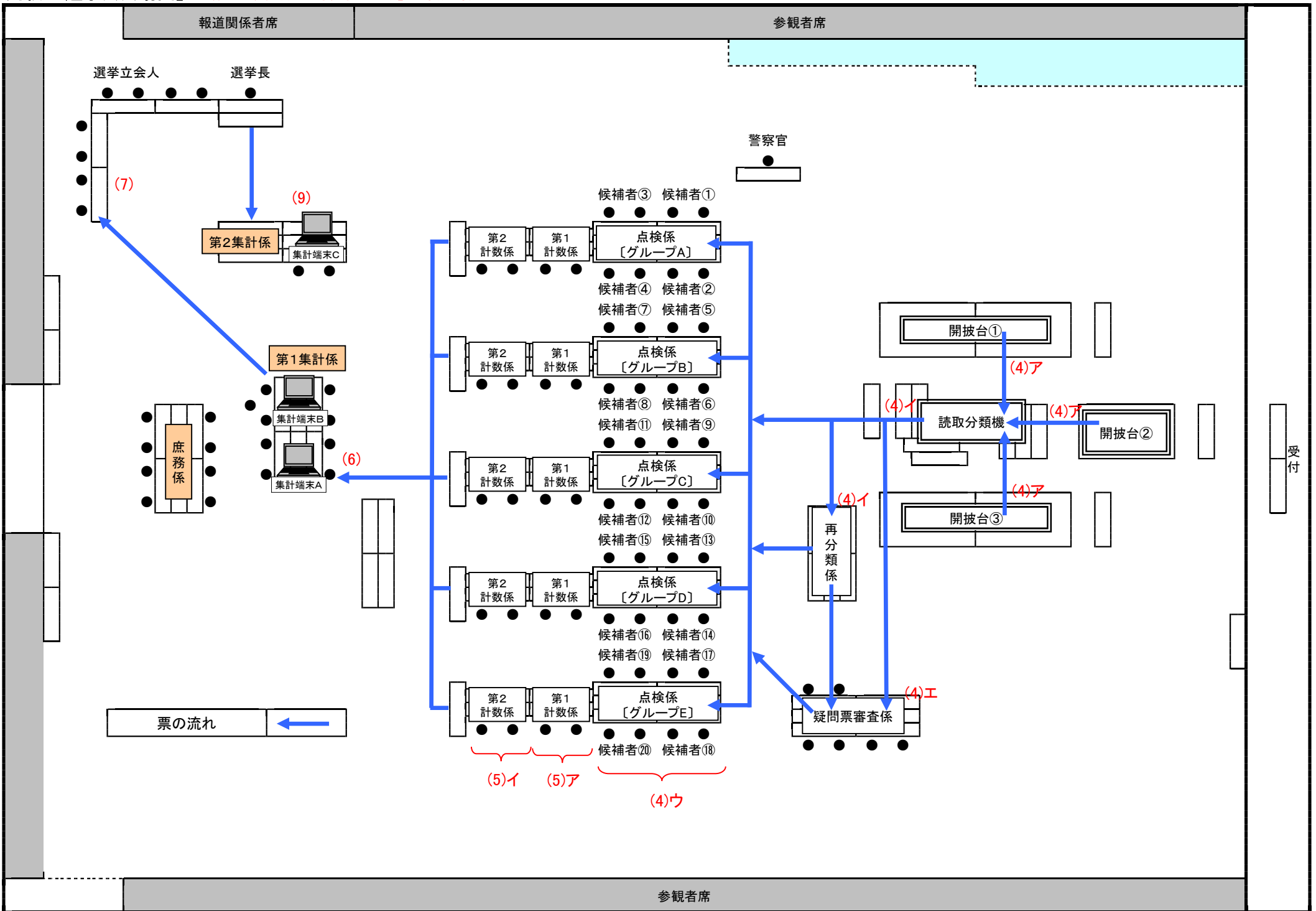
委員長 川上 弘道



教示

法第206条第2項の規定により、この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で岡山県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

別紙1「選学会会場図」 ※赤字は決定書「2 市選管の判断」との関連部分



別紙2「開票集計システム決定箋」

有効票



1 1111000 100016
100 票束
市議選

0001

0001

管理者	
-----	--

立会人	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10

無効票



1 011900 500018
_____ 票束
市議選

候補者の氏名のほか、他事記載
9005 0001

管理者	
-----	--

立会人	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10

(1)当選人及びその他の候補者の得票総数	氏名	性別	党派	得票総数	年齢	職業	供託物没収関係
当選人	佐藤 正人	男	公明党	1,384,296	64	政党役員	なし
当選人	竹本 かん	男	無所属	999	49	山陽化学株式会社 会社員	なし
当選人	おおぶ ともえ	女	無所属	991	46	はれのひ写真 代表	なし
当選人	いざわ 誠	男	無所属	922	57	グラフィック本舗 代表	なし
当選人	くわの 和夫	男	日本共産党	884	70	浅口市議会議員	なし
当選人	山下 しゅうご	男	無所属	827	54	山下石工所 代表	なし
当選人	さいとう たかし	男	無所属	793	47	自営業	なし
当選人	井上 くにお	男	無所属	762	84	無職	なし
当選人	山本 よしみち	男	無所属	752	67	自営業	なし
当選人	田中 しんじ	男	無所属	734	66	無職	なし
当選人	加藤 じゅんじ	男	無所属	722	70	自営業	なし
当選人	沖原 ゆみ	女	日本共産党	688	47	浅口市議会議員	なし
当選人	さとう 清美	男	無所属	548,703	63	造園業	なし
当選人	ひらお 進	男	無所属	528	56	自営業	なし
当選人	早苗 ネネ	女	無所属	471	75	音楽家	なし
当選人	かんどり 良勝	男	無所属	426	82	会社役員	なし
	せのお 義信	男	無所属	395	47	プライベートスクールeins	なし
	原 一	男	無所属	360	72	有限会社ハラモト 代表	なし
	石井 ゆきこ	女	無所属	344	67	自営業	なし
	中西 英雄	男	無所属	72	49	個人事業主	あり

5 開票の結果					
(1)投票の内訳	投票総数	有効投票		無効投票	152 票
	13,755 票	13,603 票		無効投票率	1.11 %
(2)有効投票の内訳	別紙その1のとおり				
(3)無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	2人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの
	0	5	0	0	3
	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの
	0	22	74	28	20
6 選挙の結果					
(1)当選人及びその他の候補者の得票総数	別紙その2のとおり				
(2)法定得票数及び没収点	(1)公職選挙法第95条に規定する得票数				212,546 票
	(2)公職選挙法第93条に規定する得票数				85,018 票
7 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかつたもの	氏名		事由		